

社会科学習指導案

指導者 澤口良夫

1. 日時 平成18年7月7日(金)2校時
2. 学級 上田中学校3年3組 男子18名 女子14名 合計32名 南校舎3階3年3組教室
3. 主題 第2章 人間の尊重と日本国憲法 第3節 人権と共生社会
4. 主題について

この単元は、「人間の尊重についての考え方を、基本的人権を中心に深めさせる」ことをねらいとしており、この小単元では、自由権や社会権、社会の発展にともなう新しい人権問題にはどのようなものがあり、それらがなぜ重要なのか、具体的な事例をとおして理解させるものである。この単元を学習させる意義として次のことがあげられる。第一に、具体的な生活とのかかわりから日本国憲法の基本的原則を理解させることができるということ。第二に、人間の生き方が問われ、豊かな人間性を育てることが基本的な課題として重視されている現代の社会生活において、人間の尊重を核とする基本的人権の理念は最もすぐれた具体的な指針となるということ。これらの学習をとおして、個人の尊厳と人権の尊重の意義を広い視野から正しく認識させることは、公民的分野の目標として掲げられている「国民主権を担う公民として必要な基礎的教養を培う」ことにつながるものであり、生徒の人権に対する興味関心を高める上からも好材と言える。

公民の学習に対する興味関心がある生徒は71%であり、意欲的に学習に取り組む姿勢がある。身近な日常生活で人権侵害があるかという問いに対して、「ある」と答えた生徒は17%であり、その内容は「チビと呼ばれた」「世間一般にある学校でのイジメ」などであった。毎日、新聞を読んだり、TVのニュースを見たりしている生徒は10%という現状である。社会事象から問題を見出し、社会事象についての自分なりの考えを持って積極的に話そうとする生徒もいるが、全体的には明確な根拠を持って考え、自分なりに判断できるよう指導している段階である。資料活用の技能については、教科書や資料集などのグラフ、図表から読み取れることや変化などについては、多くの生徒が指摘できる。さらに、数字や文字を表面的に理解するといったことではなく、その裏側に存在している意味を理解し、そこから読み取ることのできる様々な課題をとらえ、それについて考えることをとおして、資料・情報のもつ価値を引き出す段階まで指導しているところである。

そこで、本単元の指導にあたっては、人権の侵害に関する具体的な資料を効果的に活用し、社会の発展にともなう新しい人権問題や、その他の基本的人権にかかわる問題が解決されていく過程について、既習事項や日本国憲法をもとに自分なりの考えを持たせたい。そのために、生徒たちに常に意見を求めていきたい。それは、生徒たちの社会的思考にもとづく意見形成は、主権者としての基礎的な力＝生きる力につながると考えるからである。さらに、生徒相互の考えを交流させることで、考え方や願いの相違に気づかせ、互いに尊重し合う力や態度を身につけさせたい。そして、生徒たちの日常生活や身近な場面においてもたくさん人権に関する具体例があることに気づかせながら、人権意識を高めていきたい。同時に、自由・権利と責任・義務の関係を社会生活の基本として広い視野から正しく認識し、民主的な社会を築いていこうとする態度を養いたい。

5. 指導と評価の計画 (別紙)

6. 本時の達成目標

社会的事象への関心・意欲・態度	大阪空港公害訴訟について、何が問題なのか見だし、どのように解決したらよいのか考え、発表しようとしている。
社会的な思考・判断	大阪空港公害訴訟について、住民側や空港側の立場に立って、どのような訴えや考えがあったのか、そして、どのように解決すべきか多面的・多角的に考え、自分なりの根拠を持って書いている。
資料活用の技能・表現	日本国憲法などをもとに根拠を明らかにしながら、自分の考えをまとめ、発表している。
社会的事象についての知識・理解	社会の発展にともなう新しい人権として、環境権が主張されるようになったことと、それを「公共の福祉」との関連で考えなければならないことを書いている。

7. 本時の指導の構想

(1) 指導構想及び留意点

本時は、既習の憲法に明記された人権保障のみでは十分に対応しきれないものである新しい人権の一つとして環境権を扱う。視覚的にも問題点をとらえやすく、人格権を認めた大阪空港公害訴訟を提示し、生徒達の興味関心を喚起し、課題意識を持たせる。そして、既習事項や生活経験をもとに住民側と空港側の双方の立場で主張を考えさせたい。その際、生徒たちの意見がどちらか一方にかたよった場合は、思考を深めさせる補助資料を準備しておき、葛藤させ、思考を深めさせたい。そして、討論をとおして、自分の考えが変わっても良いし、変わらなくても良いが、最終的に自分の考えの根拠が増えるような授業を目指したい。

(2) かかわり合いを生かす手だてについて

各段階で提示する資料を丁寧に読み取らせ、題材に対して深くかかわらせ本時の主題にせまりたい。この題材とのかかわりから、課題意識を持たせ必然性のある学習としたい。また、訴訟に対する各々の考えを発表し合う場面を設定し、生徒同士のかかわりを通して個々の思考を深めさせ、課題解決へと導きたい。また、生徒たちの意見がどちらか一方にかたよった場合は、思考を深めさせる補助資料を準備しておき、葛藤させ、教師も積極的にかかわりをもって、思考を深めさせたい。さらに、既習の人権や憲法条文などをよりどころとして、それらのことばを正しく豊富に使って、思考させ発表させたい。既習の難しいことばが出てきたら、その都度確認し、すべての生徒がその意味を確認した上で学習を進めるよう配慮したい。逆に、既習のことばを使って発表できるのに、そのことばを使っていない場合は、同じく全体の場で確認しながら、ことばを意識的に使わせたい。

3 年 社会	単元(題材)名 人権と共生社会	総時間 8時間扱い
--------	-----------------	-----------

学習指導要領の指導事項
 (3) 現代の民主政治とこれからの社会
 ア 人間の尊重と日本国憲法の基本的原則

単元の目標	主な学習活動	評価規準	社会的事象への関心・意欲・態度	社会的な思考・判断	資料活用の技能・表現	社会的事象についての知識・理解
・日本社会にどのような差別があり、その解決に向けて何が行われているかについて理解することができる。 ・自由権や社会権、社会の発展にともなう新しい人権問題にはどのようなものがあり、それらがなぜ重要なのか、具体的事例を通して考えることができる。	今日日本社会に残る差別と、それを解消するための努力について理解する。 自由権や社会権について理解し、その重要性について考える。 国民の義務について理解する。 人権と公共の福祉について考える。 新しい人権について理解し、その重要性について考える。	B = 「おおむね満足できると判断される状況」	教科書に例示している差別事象の実態や基本的人権の内容について資料をもとに調べている。	基本的人権にかかわる問題が解決されていく過程を、日本国憲法をもとに考えている。	人権問題の解決策について、憲法に規定されている基本的人権の尊重から考え、発表している。	社会生活における人間の生き方の指針となる基本的人権の尊重について理解し、まとめている。
		A = 「十分満足できると判断できる状況」の例	教科書に例示している差別事象の実態や基本的人権の内容について、資料集や他の図書、新聞記事などで収集した資料を参考にしながら進んで調べている。	基本的人権にかかわる問題が解決されていく過程について、憲法に規定されている基本的人権の尊重と公共の福祉による制限と比較したり関連づけたりして書いている。	人権問題の解決策について、複数の資料をもとにしながら憲法に規定されている基本的人権の尊重と公共の福祉による制限と比較したり関連づけたりしてまとめたことを発表している。	社会生活における人間の生き方の指針となる基本的人権の尊重について社会生活と結びつけて理解し、まとめている。
		C = 「努力を要すると判断される状況」の生徒への手だての例	身近な事例や意外性のある資料に触れさせ、感じたことやわかったことをあげさせる。	人権問題の解決にあたっては一面で判断するのではなく、基本的人権の尊重と公共の福祉の対立する観点から考えさせる。	人権問題の解決にあたって、根拠となる憲法条文を調べさせる。	基本的人権の具体的内容を調べさせ、まとめさせる。

次	時	主な達成目標	主な学習活動	社会的事象への関心・意欲・態度	社会的な思考・判断	資料活用の技能・表現	社会的事象についての知識・理解
1	2	今日の社会でも、さまざまな差別があり、差別をなくさなければならぬことに気づくことができる。	今日の社会にあるさまざまな差別を調べ、差別をなくすためにできることは何か考える。	現在も残っている差別にはどのようなものがあるか関心を持って調べようとしている。	差別をなくすためのどのような努力ができるか考え、発言しようとしている。	教科書や資料集から差別が残っている理由やその解決策をまとめることができる。	
	2	自由権や社会権にはどのようなものがあり、それらがなぜ重要なのか、具体的な事例を通して理解することができる。	日本国憲法が定める自由権や社会権にはどのようなものがあるか調べ、それらがなぜ重要なのか考える。		身近な生活の中で憲法の精神が具体化されている例に気づき、その重要性を発表している。		自由権や社会権にはどのようなものがあり、それらがなぜ重要なのか理解し、まとめている。
	1	基本的人権を守るために、わたしたちはどのような努力が必要か、具体的な事例を通して理解することができる。	国民の義務には何があるか調べる。また、人権と公共の福祉の関係について考える。		権利と義務の関係について考え、公共の福祉による自由権の制約は、どの程度まで許されるのか、さまざまな角度から考察している。		基本的人権を守るために、わたしたちにはどんな努力が必要なのか理解し、まとめている。
	2 (1/2)	社会の発展にともない、新しい人権が登場したことを、具体的事例をとおして理解し、それらがなぜ重要なのか説明することができる。	「新しい人権」とよばれるものには、どのようなものがあるか調べ、相反する権利についてどうすればよいのか考える。	新しい人権とよばれるものにはどのようなものがあり、なぜそのような権利を認めようとする動きが生まれているのか関心を持って調べようとしている。	「環境権」と「公共の福祉」などのように、相反する権利について考え、自分なりの考えを発表している。		新しい人権にはどのようなものがあり、それがなぜ重要なのか理解し、まとめている。
	1	国際的な人権保障の重要性を、具体的な事例を通して理解することができる。	人権尊重を国際的に広げていくためにはどうしたらよいか考える。	科学技術の発展と人権に関する問題に対して関心を持ち、調べようとしている。		国際社会と人権に関する情報を収集し、その内容をまとめたり、説明したりしている。	人権尊重を国際的に広げていくために、どのような努力が行われているかを理解し、まとめている。

--

事件のあらまし

大阪国際空港の離着路のほぼ真下に住む住民たちが、航空機による騒音などの多種多様な被害（他にどんな被害があるのだろうか？）を受けているとして、**環境権**に基づいて夜9時から翌朝7時までの夜間飛行の禁止と過去・将来の被害に対する損害賠償、慰謝料を請求した。



裁判に訴えました！

訴えた人	空港近くの住民264人
訴えられた人	大阪国際空港の設備管理者である国
訴えの内容	夜9時から翌朝7時の間は、空港の使用を禁止してほしい。
	これまで受けた被害（騒音・振動・墜落の危険など）の損害賠償として、一人50万円ずつ支払ってほしい。（過去の補償）
	騒音が65ホンになるまでの間、一人あたり1ヶ月1万円の賠償金を支払ってほしい。（将来の補償）

住民側の主張（ ）

空港（国）側の主張（ ）



裁判官になったつもりで、どのように解決したらよいか、結論を出そう。

〈実際の裁判の結果は・・・〉

	第一審	第二審	最高裁
差し止め請求			
過去の損害賠償			
将来の損害賠償			

裁判の結果からどのようなことが言えるか・・・

 =

大阪国際空港公害訴訟から、どんなことが言えるか自分のことばでまとめよう。